

平成 22 年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7 1 9 3)

1 2 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	0	2,007	2,007				2,007	
トータルコスト	0	3,621	3,621	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助要綱制定、交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本事業は、入所施設又はケアホームにおいて、重度の強度行動障がい者へ新たに居住支援を行う社会福祉法人等に対し、人件費補助を行うことにより、障がい児施設等で待機している状況をできるだけ早期に解消することを目的とする。

加えて、3年間に限りに集中的に手厚い支援体制のもと、対象者の行動障がいを軽減して、一般の入所棟やケアホームへの移行の流れを作ること及び現在入所については、ほぼ一人のみが重度の強度行動障がい者を支援している状況を、その他の法人が居住支援を行うことにより、そのノウハウ・経験を蓄積することで、入居可能な裾野を増やすことを目的として、補正を行うものである。

2 背景

旧制度では、重度の強度行動障がい者に特化した加算が設定されていたが、現行法では、重度の障がいに係る加算は1つにまとめられたため、全く加算が算定されないことや、従来より加算額が少ないことも起こるようになったという現状がある。

3 主な事業内容

(1) 強度行動障がい者新規支援補助事業

障害者支援施設、旧法入所施設及びケアホームにおいて、新たに重度の強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から、事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行うもの。

実施主体	市町村
補助対象	新たに重度の強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等
負担割合	県1/2、市町村1/2
補助基準単価	ア 障害者支援施設、旧法入所施設へ重度の強度行動障がい者が新たに入居する場合 1人当たり所要額 252,135円/月 (想定人数3人) イ ケアホームへ重度の強度行動障がい者が新たに入居する場合 1人当たり所要額 83,019円/月 (想定人数4人)

(2) 強度行動障がい者ケアホーム移行支援事業

重度の強度行動障がい者が障害者支援施設、旧法入所施設からケアホームへ移行した場合に、1:1相当の配置に係る人件費から、事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。

実施主体	市町村
補助対象	入所施設からケアホームへ、重度の強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等
負担割合	県1/2、市町村1/2
補助基準単価	1人当たり所要額 83,019円/月 (想定人数3人)

※本事業において、旧制度による強度行動障害者特別支援加算に係る判定基準により、判定した点数が20点以上の方を「重度の強度行動障がい者」とする。

4 今後の対応

本事業については、現行の障害者自立支援法に代わる新たな法律が平成25年8月までに施行されることを踏まえ、平成23年1月1日から平成25年12月31日までとし、事業の期限までに新しい法律の動向を踏まえながら再検討することとする。